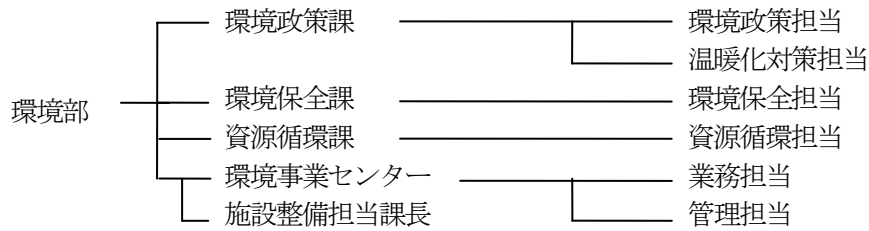


# 第2章 環境部の機構

- 1 組織図
- 2 環境部の人員内訳
- 3 事務分掌規則

## 1 組織図



## 2 環境部の人員内訳

(平成30年4月1日現在)

区分	事務系	技術系	技能系・労務系	合計
環境政策課	8	1	0	9
環境保全課	6	4	0	10
資源循環課	7	2	0	9
環境事業センター	7	7	85	99
合計	28	14	85	127

\*派遣職員含む。

\*再任用職員・非常勤職員は含まない。

ごみ処理関係（環境事業センター）人員内訳

事務系	技術系	収集	計量	処分場	合計
7	7	77	3	5	99

\*焼却施設運転管理業務、粗大ごみ処理施設運転管理業務、最終処分場浸出水処理施設関連業務、大型ごみ等収集運搬業務、資源物収集運搬業務は委託

### 3 事務分掌規則

#### 環境政策課

- (1) 環境政策の企画、調査研究及び総合調整に関すること。
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) 茅ヶ崎市環境マネジメントシステムに関すること。
- (4) 地球環境の保全に関すること。
- (5) 自然保護思想の啓発及び普及に関すること。
- (6) 太陽光発電設備普及啓発基金の寄附採納に関すること。
- (7) 市の鳥に関すること。
- (8) 部内の事務事業の総合調整に関すること。
- (9) 部内の重要事業の進行管理に関すること。
- (10) 部内業務の事務能率の増進に関すること。
- (11) 部内の課長会議その他会議に関すること。
- (12) 部内の連絡に関すること。

#### 環境保全課

- (1) 公害防止対策の計画及び連絡調整に関すること。
- (2) 騒音を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (3) 水質汚濁の防止に係る常時監視等に関すること。
- (4) 悪臭を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (5) 公害防止統括者等の選任の届出の受理等に関すること。
- (6) 振動を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (7) 土壌汚染対策に係る調査及び報告等に関すること。
- (8) 汚染土壌処理業に関すること。
- (9) 地下水採取の許可及び届出書の受理等に関すること。
- (10) 大気汚染の防止に係る監視及び規制等に関すること。
- (11) 公害の発生予防及び防止の指導に関すること。
- (12) 公害の調査、測定及び分析に関すること。
- (13) 公害事案の処理に関すること。
- (14) 浄化槽の設置の届出の受理等に関すること。
- (15) 浄化槽保守点検業者の登録及び指導に関すること。
- (16) 環境美化事業に関すること。
- (17) 空地等(他の所管に属するものを除く。)の浄化推進に関すること。
- (18) 公衆便所(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (19) 尿、尿の収集及び浄化槽清掃に関すること。
- (20) 一般廃棄物処理手数料(尿尿及び浄化槽の汚泥に係るものに限る。)の賦課、徴収及び減免に関すること。

#### 資源循環課

- (1) ごみの減量化及び資源化施策の推進及び広報に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設の設置及び廃止に関すること。
- (3) 一般廃棄物の収集処理計画に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理業に関すること。
- (5) ごみの減量化・資源化基金の寄附採納に関すること。
- (6) 一般廃棄物の統計の総括に関すること。
- (7) 一般廃棄物処理施設見学の調整及び連絡に関すること。

- (8) 一般廃棄物処理施設との連絡調整に関する事。
- (9) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）の規定による関連事業者の登録、許可及び指導に関する事。
- (10) ごみの減量化、資源化等に係る各部課かいとの連絡調整に関する事。

#### 環境事業センター

- (1) ごみの処理に関する事。
- (2) ごみの搬入の許可に関する事。
- (3) ごみの収集運搬に関する事。
- (4) ごみの分別等排出指導に関する事。
- (5) ごみの集積場所の設置指導に関する事。
- (6) ごみの不法投棄の防止に関する事。
- (7) 事業系一般廃棄物の調査に関する事。
- (8) 犬猫等の死体の処理に関する事。
- (9) 一般廃棄物処理手数料(別に定めるものを除く。)の賦課、徴収及び減免に関する事。
- (10) ごみの焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び最終処分場の施設及び設備の維持管理に関する事。
- (11) 作業用自動車の管理及び運用に関する事。
- (12) 環境事業センターの維持管理に関する事。